

江戸川区子どもの権利擁護委員

令和 6 年度活動報告

江戸川区子どもの権利擁護委員

江戸川区子どもの権利擁護委員一覧（令和6年度）

職 名	氏 名	職業等
代表擁護委員	角南 和子	弁護士
擁護委員	工藤 寛泰	弁護士
擁護委員	熊澤 美帆	弁護士
擁護委員	小松 佳子	公認心理師
擁護委員	野村 麻衣子	弁護士
擁護委員	増井 紀子	公認心理師

1 江戸川区子どもの権利擁護委員の概要

(1) 江戸川区子どもの権利擁護委員

江戸川区子どもの権利擁護委員は、江戸川区子どもの権利条例の「江戸川区は子どもの思いを受け止め、相談に応じ、子どもが安心して育つことができる体制を整えます」という規定に基づき、子どもの権利侵害からの速やかな回復を目的に、区長と教育委員会の附属機関として、江戸川区子どもの権利擁護委員設置条例により、令和4年2月1日から設置されています。

擁護委員は職務に関して守秘義務があり、区は擁護委員の独立性を尊重し、擁護委員の職務に協力します。また、保護者、区民、関係機関は、擁護委員の職務に協力するように努めます。

擁護委員の職務は以下のとおりです。

- ① 子どもの権利侵害を回復するため、必要な助言及び支援を行うこと。
- ② 子どもの権利侵害を回復するための調整及び要請を行うこと。
- ③ 子どもの権利侵害に係る調査を行うこと。
- ④ 子どもの権利侵害を防ぐための意見を述べること。
- ⑤ 子どもの権利を擁護するため、必要な理解を広めるとともに、江戸川区、保護者、区民及び関係機関の連携を推進すること。

擁護委員は、いじめ防止対策推進法に基づくいじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするための教育委員会の附属機関を兼ねており、具体的には、区立学校においていじめ防止対策推進法に規定する重大事態が発生した場合に、教育委員会の諮問を受け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

(2) 江戸川区子どもの権利条例

江戸川区子どもの権利条例は、子どもは生まれたときから権利の主体としてその権利が守られることを地域の共通理解とし、行政機関、家庭や学校をはじめとした地域社会全体で子どもの育ちを支えていくための考えや取組を推進して、子どもの権利擁護に対する気運をさらに高め、子どもの最善の利益を実現することを目指し、令和3年6月に制定、7月に施行しました。

条例の概要は、以下の①から⑥のとおりです。

- ① 江戸川区全体で子どもの権利を大切に守っていくために、子どもの権利に対する区の基本的な考えを示す理念条例です。権利の主体である子ども自身に理解してもらえるように、漢字には全てふりがなをふるなど、子どもにもわかりやすい表記としています。
- ② 「子ども」とは、原則として区内に在住・在学・在勤または活動する18歳未満の者を対象とします。
- ③ 子どもが健やかに成長していくために、「生存・発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」、「差別・虐待・いじめの禁止」、「子どもの最善の利益」の4つの権利について、区全体で特に大切にしていきます。
- ④ 児童の権利に関する条約、ともに生きるまちを目指す条例の考えをもとに、子どもの大切な権利や区・保護者・区民・学校等の役割を規定しています。
- ⑤ 区全体で子どもの権利侵害を早期に発見し、その回復のための支援に努め、区は子どもの相談に応じ、子どもが安心して育つことができる体制を整えます。
- ⑥ 区は、子どもの権利の普及啓発に努めます。

2 相談・対応状況

(1) 相談受付実績

えどがわ子どもの権利ほっとラインは、年末年始・祝日を除く毎週火曜・木曜の13時から18時、土曜の10時から15時に相談受付しています。

相談は、電話とメールフォームにより受付を行っています。

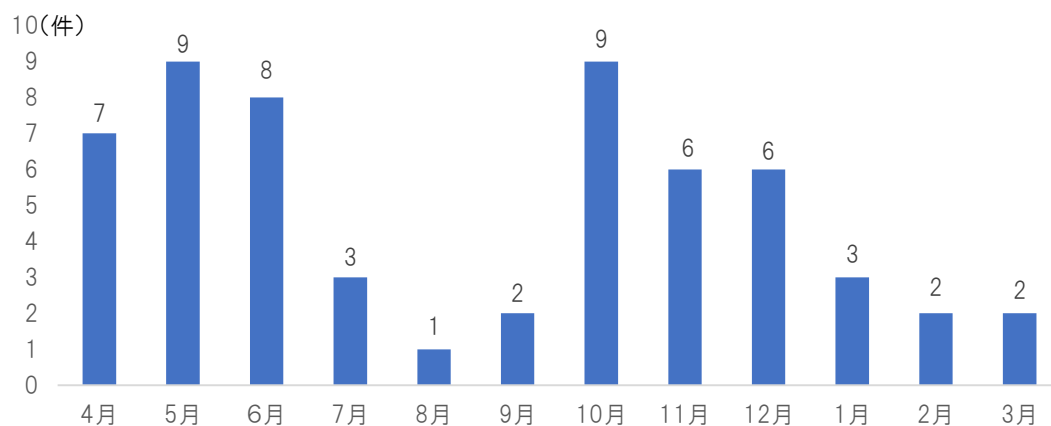
メールフォームについては、児童・生徒に配備されているタブレットに「こども SOS」のアイコンを配信し、相談しやすいよう1タップでメールフォームへのアクセスができるようにしています。

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の相談受付・対応日数は183日間です。

(2) 相談受付件数

令和6年度に新規に受け付けた相談件数は58件となっています。令和5年度からの継続件数は1件のため、令和6年度は合計で59件の相談対応を行いました。

相談受付件数月別内訳



(3) 対応状況

令和5年度から継続となっていた1件、令和6年度に受け付けた相談58件は全て終結し、次年度に継続となっているものはありません。

(4) 相談内容

令和6年度における相談内容（主たるもの）の内訳は以下の表のとおりです。
いじめに関するものが一番多く、次いで家庭・家族関係の相談件数が多くなっています。

相談内容内訳

学校に関する こと	学校・教職員の 対応	対人関係	いじめ	家庭・ 家族関係	虐待	心身の悩み	合計
4 (6.9%)	5 (8.6%)	10 (17.2%)	14 (24.1%)	13 (22.4%)	10 (17.2%)	2 (3.4%)	58 (100.0%)

(5) 相談者

相談者は、子ども本人が52件、保護者が4件、きょうだいと関係者が1件ずつとなっています。関係者は、福祉サービス事業所の職員です。

相談者内訳

子ども本人	保護者	きょうだい	関係者	合計
52 (89.7%)	4 (6.9%)	1 (1.7%)	1 (1.7%)	58 (100.0%)

(6) 相談対象

相談対象となる子どもの所属・学年等は以下のとおりです。

①相談対象児童の所属

未就学	小学校	中学校	高校等	計
2 (3.4%)	45 (77.6%)	9 (15.5%)	2 (3.4%)	58 (100.0%)

②相談対象児童の学年

未就学	小学校					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年
2 (3.4%)	1 (1.7%)	2 (3.4%)	9 (15.5%)	13 (22.4%)	10 (17.2%)	10 (17.2%)
中学校			高校等			計
1年	2年	3年	1年	2年	3年	
2 (3.4%)	4 (6.9%)	3 (5.2%)	1 (1.7%)	0 (0.0%)	1 (1.7%)	58 (100.0%)

(7) 相談経路

相談方法は、以下の表のとおりとなっています。

相談経路内訳

	電話	メール フォーム	面談	合計
子ども	2 (3.8%)	49 (92.5%)	2 (3.8%)	53 (100.0%)
おとな	2 (40.0%)	3 (60.0%)	0 (0.0%)	5 (100.0%)
合計	4 (6.9%)	52 (89.7%)	2 (3.4%)	58 (100.0%)

(8) 相談のきっかけ

子どもの権利ほっとラインについてどこで知ったかについては、「タブレットから」が25件、「区のホームページから」が1件、「子どもの権利擁護委員の訪問により知った」が1件、「学校で配布された相談カードから」が1件、「新聞で知った」が1件、「不明」が29件です。

(9) いじめ防止対策推進法に基づく附属機関としての活動

令和6年度は、いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に係る教育委員会からの諮問を3件受けています。

(10) 相談への対応について

えどがわ子どもの権利ほっとラインに、メールフォームや電話による相談が寄せられると、子どもの権利擁護委員は学校訪問による子どもとの面談や電話により相談対応を行っています。

子どもの権利擁護委員は、相談対象となる子ども本人の最善の利益が図られるよう、助言や支援を行い、必要に応じて関係機関との調整や要請を行っています。

3 子どもの権利に関する周知啓発

(1) 子どもの権利に関する講演・出前授業の実施

子どもの権利擁護委員は、子どもの権利に関する普及啓発活動も役割の1つとして行っています。

令和5年度から、子どもの権利擁護委員が区立小・中学校を訪問し、人権や子どもの権利、江戸川区子どもの権利条例や子どもの権利擁護委員の役割について説明する出前授業を実施しています。

令和6年度は小学校2校、中学校3校の計5校で出前授業を実施しました。



子どもの権利擁護委員による出前授業

次年度以降についても、希望校への出前授業の実施など、子どもの権利に関する普及啓発に努めていきます。